

平成 25 年度尼崎市公営企業会計決算
審 査 意 見 書

平成 26 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 8 号
平成 26 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

平成 25 年度尼崎市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 25 年度尼崎市公営企業会計の決算及び決算付属書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
＜水道事業会計＞		3
1	総 括	4
2	経営成績	5
(1)	業務実績	5
(2)	損益計算書	6
3	財政状態	8
	貸借対照表	8
4	その他	9
(1)	キャッシュ・フロー計算書	9
(2)	予算の執行状況	10
*	審査資料	11
＜工業用水道事業会計＞		23
1	総 括	24
2	経営成績	25
(1)	業務実績	25
(2)	損益計算書	26
3	財政状態	28
	貸借対照表	28
4	その他	29
(1)	キャッシュ・フロー計算書	29
(2)	予算の執行状況	30
*	審査資料	31
＜自動車運送事業会計＞		43
1	総 括	44
2	経営成績	45
(1)	業務実績	45
(2)	損益計算書	46
3	財政状態	48
	貸借対照表	48
4	その他	49
(1)	キャッシュ・フロー計算書	49

(2) 予算の執行状況	50
* 審査資料	51
 ＜下水道事業会計＞	63
1 総括	64
2 経営成績	65
(1) 業務実績	65
(2) 損益計算書	66
3 財政状態	68
貸借対照表	68
4 その他	69
(1) キャッシュ・フロー計算書	69
(2) 予算の執行状況	70
* 審査資料	71

凡 例

- 1 各表中の金額は、原則として円単位で表示している。
- 2 文中で用いる金額のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満は切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満は四捨五入した。
- 3 文中及び各表中に用いる比率は、原則として表示単位未満は四捨五入した。また、各表中総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「△」＝ 減又はマイナス
 - 「―」＝ 該当数値のないもの
 - 「0.0」＝ 表示単位未満の数値があるもの

第 1 審査の対象

平成 25 年度 尼崎市水道事業会計決算
平成 25 年度 尼崎市工業用水道事業会計決算
平成 25 年度 尼崎市自動車運送事業会計決算
平成 25 年度 尼崎市下水道事業会計決算

第 2 審査の期間

平成 26 年 6 月 2 日から 8 月 12 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、平成 25 年度の決算及び決算付属書類が関係法令に準拠して作成されているか並びに決算諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかについて、会計諸帳簿、伝票、証書類を抽出照合して確認し、更に、関係職員の説明を聴取するなどの方法により行った。また、経営成績及び財政状態を検討するため、決算諸表の連年比較を行い決算内容を分析した。

第 4 審査の結果

各事業会計の決算及び決算付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。